

契約書

重要事項説明書

一期一会居宅介護支援事業所

## 契約書

利用者 \_\_\_\_\_ 様（以下、利用者という）と、合同会社 H&GROW が運営する一期一会居宅介護支援事業所（以下、事業者という）は、居宅介護支援の利用に関して次のとおり契約を結びます。

### 第1条 （契約の目的）

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

2 事業者は、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法によってサービス調整を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見及び利用者事業者で協議した居宅サービス計画（以下、ケアプラン）に沿って、利用者に対しサービスが提供されるよう支援します。

3 事業者は、利用者が必要とする事業者からのサービスが円滑に受けられるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

### 第2条 （契約期間）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 とします。

但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日7日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

### 第3条 （運用規定の概要）

運用規定の概要（重要事項説明書）は、本契約末尾の記載のとおりです。

### 第4条 （居宅介護支援の提供）

事業者が、利用者に対しておこなう主な居宅介護支援の内容は以下のとおりです。

- 1 相談
- 2 要介護（更新）認定の申請代行
- 3 かかりつけ医との連携
- 4 利用者に対しての情報収集（アセスメント）
- 5 ケアプランの作成
- 6 サービスの継続的な点検（モニタリング）
- 7 サービス担当者会議の開催（必要時に応じて）
- 8 介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供（必要時に応じて）
- 9 入退院や施設の入退所時に医療機関や施設との連携（情報共有）
- 10 障害福祉制度の特定相談支援事業者との必要に応じた連携
- 11 給付管理（国保連への請求業務）

#### 第5条（ケアプラン・内容の変更）

事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合、速やかに必要な援助を行います。

2 事業者が提供する居宅サービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、月に一度は自宅に訪問し、確認します。

3 利用者は、いつでも居宅サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに居宅サービス内容を変更します。

4 サービス内容を変更した場合、利用者とは、利用者が変更後に利用する居宅サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書（ケアプラン）を交わします。

#### 第6条（解約権）

利用者又は事業者は、相手方に対し、いつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合は7日間の予告期間をもって届出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。

#### 第7条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合、直ちに本契約を解除できます。

①事業者が正当な理由なく本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合

②事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

③事業者が利用者の身体、財産、名誉等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められたとき

#### 第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者又は利用者家族が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったとき、及び、事業者、職員等の身体、財産、名誉等を傷つける又は不信行為を行ったとき、3カ月以上の滞納が認められた場合は、本契約を直ちに解除出来ることとします。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、利用者が住所を有する市町村若しくは他の事業者と連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### 第9条（利用料の滞納）

居宅介護支援事業所がおこなう支援の費用については、事業者が保険者に請求をおこなう、支払いを受けるため利用者負担は無料です。ただし、利用者が介護保険料を滞納して、保険給付の制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として請求します。

2 事業者は、利用者に対し請求書を渡してから3カ月以上滞納を継続した場合には、契約を解除出来ることとし、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、契約の解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

#### 第10条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合、本契約は終了します。

①利用者が死亡したとき

②利用者が第6条、第7条に基づき解約権、解除権の意思表示がなされたとき

③事業者が第8条に基づき解除権の意思表示がなされたとき

- ④ 利用者が介護保険施設や医療保険施設へ入所、入院したとき
- ⑤ 利用者の要介護状態の区分が自立とされた場合
- ⑥ 3 カ月以上の滞納が認められた場合

#### 第 11 条（損害賠償）

事業者は利用者に対するサービス提供に当たって、事故が発生し利用者又は利用者家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、速やかに利用者に対し損害賠償をします。但し、事業者に故意、過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 利用者又は利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### 第 12 条（秘密保持）

事業者及びその職員は、正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供に当たって知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。

2 事業者はその職員が退職後も、在職中知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置をとります。

3 事業者は利用者の個人情報を用いる場合は同意書を得ない限り、それらの個人情報を医療機関、薬局、サービス担当者会議等に用いませぬ。

#### 第 13 条（苦情処理）

利用者又は利用者家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は前項のとおり苦情の申し立てがあった場合は、迅速・適切に処しサービスの向上・改善に努めます。

3 事業者は苦情申し立てを行った利用者、又は利用家族に対して不利益な扱いは致しません。

#### 第 14 条（緊急時の対応）

職員はサービス提供中において、利用者に病状の急変が生じた場合には、状況に応じて応急手当を行い、すみやかに主治医に連絡し支持を求める等の措置を講じます。

#### 第 15 条（サービス内容等の記録・保存提供）

事業者は、サービスの内容・利用料等の必要事項を所定の書面に記します。

2 事業者は、サービスに係わる記録を整備し、サービス完結日から 5 年間保管します。

3 利用者又は利用家族は、その利用者の係わる前項の記録について閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、事業者の業務に支障がないよう配慮します。

#### 第 16 条（利用者の代理人）

利用者は代理人を選任して、本契約を締結でき、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人が必要である場合は事業者成年後見人制度・地域福祉権利擁護事業の内容を説明します。

#### 第 17 条（訴訟について合意・管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟が生じた場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

私は、本書面により事業者から居宅サービスについて契約内容の説明を受けました。

令和            年            月            日

利用者            住 所

氏 名

代理人又は  
家族代表者      住 所

氏 名

事業者            所在地      熊本県八代市西松江城町 2-8-2  
                         事業者      合同会社 H&GROW  
                                              一期一会居宅介護支援事業所  
                         代表者      鐵井 博昭

## 重要事項説明書

### 1. 事業者（法人）の概要

事業名	合同会社 H&GROW
代表者名	代表 鐵井 博昭
所在地 連絡先	熊本県八代市松崎町 605-23 電話 0965-37-7455 FAX 0965-37-8161

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	一期一会居宅介護支援事業所
管理者氏名	藤川薫恵
事業所番号	4370203459
所在地（事業所） 連絡先	熊本県八代市西松江城町 2-8-2 電話 080-9401-0501 FAX 0965-37-8161

#### (2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	管理業務
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	0名	介護支援専門員

#### (3) 事業の実施地域

通常の事業実施地域は、八代市（泉町、東陽町を除く）とします。

但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合があります。

#### (4) 営業日及び営業時間、サービス提供時間【年末年始（12/30～1/3）は除く】

営業日	営業時間	サービス提供日	サービス提供時間
月～金	9：00～18：00	月～金	9：00～18：00

### 3. サービス内容

#### ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。

・課題分析の実施

課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

・居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

・サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

・居宅サービス計画作成後の便宜と供与（点検と調整）及び居宅サービス計画の変更

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

課題に対する適切なサービス計画を状況に合わせ随時変更していく。

・モニタリング

実地状況の把握をおこなうため、月1回定期的にサービスの継続的な点検（モニタリング）を行う。

少なくとも一月に一回、利用者に面接をおこない、面接は、利用者の居宅を訪問することによって行う。

さらに少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録する。

・介護保険施設の紹介

4. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の提供サービスに対して、相談や苦情がある場合には、次の窓口までご連絡下さい。

1 事業所のお客様の相談・苦情窓口

担当者：藤川薫恵 TEL：080-9401-0501 FAX：0965-37-8161

受付日：月～金までの営業日及び営業時間内 \*12/30～1/3は除く

2 その他

当事業所以外に、お住まいの市町村福祉課介護係及び熊本県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に連絡することができます。

八代市介護保険課 TEL：0965-32-1175

熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス窓口 TEL：096-214-1101

## 5. 緊急時及び事故発生時の対応

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

また事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

## 6. 損害賠償保険の加入状況

当事業所は次の損害賠償保険会社に加入しており、賠償すべき事故の場合は、加入保険会社と連携します。

損害賠償保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

## 7. 利用料及び費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。しかし、利用者が介護保険料を滞納して、保険給付の制限を受けている場合は、下記記載額を利用料として請求します。

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
取扱い件数区分		
介護支援専門員 1 人に当りの 利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 10,860 円	居宅介護支援費 I (i) 1,4110 円
〃 45 人以上の場合に おいて、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) 5,440 円	居宅介護支援費 I (ii) 7,040 円
〃 45 人以上の場合の 場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) 3,260 円	居宅介護支援費 I (iii) 4,220 円

## ICT 活用又は事務員の配置を行っている場合

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
取扱い件数区分		
介護支援専門員 1 人に当りの 利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 II (i) 10,860 円	居宅介護支援費 II (i) 1,4110 円
〃 45 人以上の場合に おいて、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II (ii) 5,270 円	居宅介護支援費 II (ii) 6,830 円
〃 45 人以上の場合の 場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 II (iii) 3,160 円	居宅介護支援費 II (iii) 4,100 円

## 加算

加算項目		料金
初回加算		3,000 円
入院時情報連携加算	I	2,500 円
	II	2,000 円
退院・退所加算	(I) イ	4,500 円
	(I) ロ	6,000 円
	(II) イ	6,000 円
	(II) ロ	7,500 円
	(III)	9,000 円
通院時情報連携加算		500 円
特定事業所加算	(I)	5,190 円
	(II)	4,210 円
	(III)	3,230 円
	(A)	1,140 円
特定事業所医療介護連携加算		1,250 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円
緊急時居宅カンファレンス		2,000 円

## 8.交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅サービス等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。また、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。なお、有料道路を使用する場合は、別途実費を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた地点から、1回あたり300円徴収致します。

※ 通常の事業の実施地域 八代市（東陽町、泉町を除く）

## 9.駐車場

サービス提供に当たり、職員は車にて訪問させていただき、その際に、ご自宅や施設の駐車場に駐車をさせていただきます。

駐車場がない場合、近隣のコインパーキングを使用するため、その際は当事業所で設定した駐車料金をいただきます。

時間	料金（税込）
60分までのサービス／回	100円／回
120分までのサービス／回	200円／回
180分までのサービス／回	300円／回

## 10. 利用料等のお支払方法

保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われなかった場合は、原則現金徴収とさせていただきます。尚、お支払い後、後日、領収書を発行させていただきます。

11.その他

複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来るものとする。

私は、本書面により事業者から居宅サービスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

代理人又は  
家族代表者 住 所

氏 名

事業者 所在地 熊本県八代市西松江城町 2-8-2  
事業者 合同会社H&GROW  
一期一会居宅介護支援事業所  
代表者 鐵井 博昭  
管理者 藤川 薫恵  
説明者

## 個人情報取扱についての同意書

私は、私及び家族の個人情報に関して、下記に記載してあるとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

1. 一期一会居宅介護支援事業所（以下、当事業所）は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者様の個人情報を厳重に保存・管理致します。  
（保存の方法、保存期間等は適用される法律ごとに異なります。）
2. 個人情報とはサービス提供を行うために、利用者様及びご家族様の最低限必要な個人の情報をいいます。
3. 当事業所は、居宅介護支援の申込みやサービス提供を通じて収集した個人情報は、次の場合に限り利用させていただきます。

### 個人情報の利用目的

1. 医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所とのケア会議等による  
照会・調整・連携
2. 市町村窓口への相談、届出による情報伝達
3. 国民健康保険団体連合会への請求に係る情報提供

### 秘密の保持

- 事業者及びその職員は、正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供に当たって知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者はその職員が退職後も、在職中知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとります。
  - 3 事業者は利用者の個人情報を用いる場合は同意書を得ない限り、それらの個人情報を医療機関、薬局、サービス担当者会議等に用いませぬ。

令和            年            月            日

利用者                       住    所

           氏    名

代理人又は  
家族代表者                       住    所

           氏    名

一期一会居宅介護支援事業所 管理者 殿